

広島県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町馬木二一六九番一地从先から 東広島市西条町馬木二一六五番一地从先まで	二七・二〇〇	二六・〇〇〇	二三・二〇〇 二七・二〇〇	七三・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少
東広島市西条町馬木二一〇一番一地从先から 東広島市西条町馬木二〇二三番四地从先まで	一一〇・五〇〇	一〇〇・〇〇〇	一一〇・五〇〇	一七五・五〇	幅員減少